

解約時のお手続き

お客様がお引越される際は、まず契約書記載の「解約予告期間」をご確認ください。

※通常 40 日を解約予告期間とさせていただいておりますが、ご契約によっては 40 日以外の場合もございますので、ご解約の際は前もって賃貸借契約書をご確認ください。

pdf.2ページ目の解約通知書を記入し、弊社に書面をお送りください。

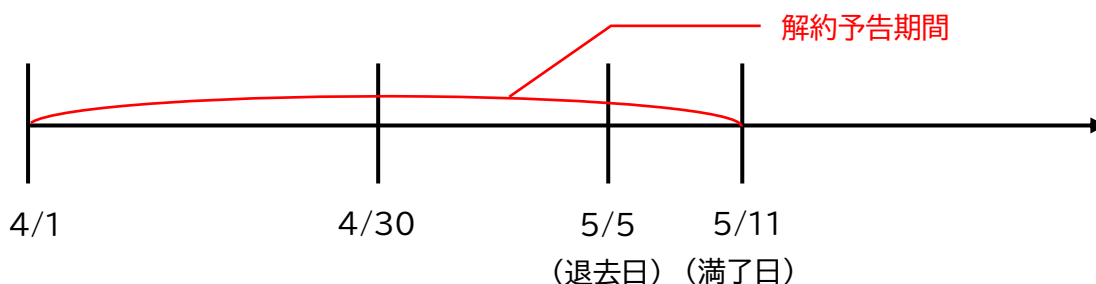
解約予告期間が40日のパターン

お住まいをご退去される日の 40 日前までに、弊社まで解約通知書をお送りください。

ただし退去日が未確定の場合は、お受付いたしかねますのでご注意ください。

また、通知日から退去日までが 40 日に満たない際は、通知日より 40 日分のお家賃等をお支払いしていただくことになります。

(例) 4月1日に5月5日で退去すると連絡をされた場合



図のように、4月1日に解約のご連絡をされた場合、5月11日までの40日分の月額総賃料が発生することとなります。

※翌月分(例の場合の5月分)は、一度弊社にて満額お預かりし、退去後に日割り精算のうえご返金いたします。

○立会日は、弊社社員との「明け渡し時の確認」に立ち会っていただきます。

その際は、お客様が持ち込まれた物品がお住まいから全て搬出された状態で、お客様が弊社担当者とお立会いのもと、賃貸借契約に基づくお部屋の原状回復内容について確認していただくものです。

原状回復内容につきましては、弊社担当者が契約書に基づく内容により査定させていただき、それぞれの項目についてお客様にご説明いたします。

立会日が未定の際は、解約通知書を出す際にその旨をお話してください。

賃貸借契約解約通知書

通知日
年 月 日

退去日 (予告期間満了日)
年 月 日

立会日
年 月 日

借主 所在地 _____

物件名 _____ 部屋番号 _____

氏名 _____ (印)

TEL _____

転居理由 転勤 転職 結婚 独立 入学 その他()

移転先 住所 _____

TEL _____

～返金口座～

銀行 _____ 支店 _____ 普通・当座 _____

口座番号 _____ フリガナ _____ 口座名義 _____

(注) 電話で事前に解約申込の連絡をして頂き、**FAXまたは郵送にてお送りください。**

《本通知書作成にあたってのご注意とお願い》

- ① 契約解約日 賃貸借契約書の契約解除の条項(賃貸借契約書第3条記載)に基づき、届出日から契約書記載の予告期間が必要です。
- ② 退去(明渡し) 退去は、住居を明渡し、鍵を返還した時に完了したものと認定します。尚、鍵の返却以降は、契約解約日以前でも貸室の使用はできません。
- ③ 賃料等 契約解約日以前に住居を退去されても、契約解約日まで頂きます。万一、明渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず遅延期間に関しても賃料をお支払い頂きます。
※予告期間満了日が月途中の場合、一旦、予告期間満了日を含む月の賃料1ヶ月分をお預かりします。予告期間満了日の翌日以後の賃料の扱いにつきましては、下記⑥の敷金と同様と致します。
- ④ 電気・ガス・水道料金等 電気・ガス・水道及び電話は各供給機関に前もって連絡をし、必ず退去日までの料金を清算してください。
- ⑤ 住宅の修繕 退去時に際し、居住者負担に係る修繕及び取替が必要な場合には、その工事に要する費用を負担して頂きます。予めご了承ください。
- ⑥ 返還金の送金 敷金は、賃料及び修繕費(原状回復費)等の支払債務が残っている場合には、その債務金額を控除した残額を退去後1ヶ月を目途に、お客様の口座にお振込致します。
- ⑦ 郵便物及び残地物 郵送物に関しては、郵便局やヤマト運輸へ転送の申込をお願い致します。
・郵便局 郵便局窓口、または、ホームページ
・ヤマト運輸 フリーダイヤル:0120-01-9625、または、ホームページ
尚、退去後に郵送物及び残地物があった場合には、転居先へ着払にてご郵送させていただきます。

〒177-0051 東京都練馬区関町北4-4-17-2F

東和開発株式会社 武蔵関支店

TEL 03-3928-8881 FAX 03-6279-7455